

釧路湿原「自然再生事業」の基本方針について

釧路湿原における各種地域指定等の現状

国立公園（環境省）

釧路湿原国立公園 1987年指定（面積：約2万7千ha）
 市町村別面積
 ・釧路市 2600ha
 ・釧路町 3800ha
 ・標茶町 12000ha
 ・鶴居村 8500ha

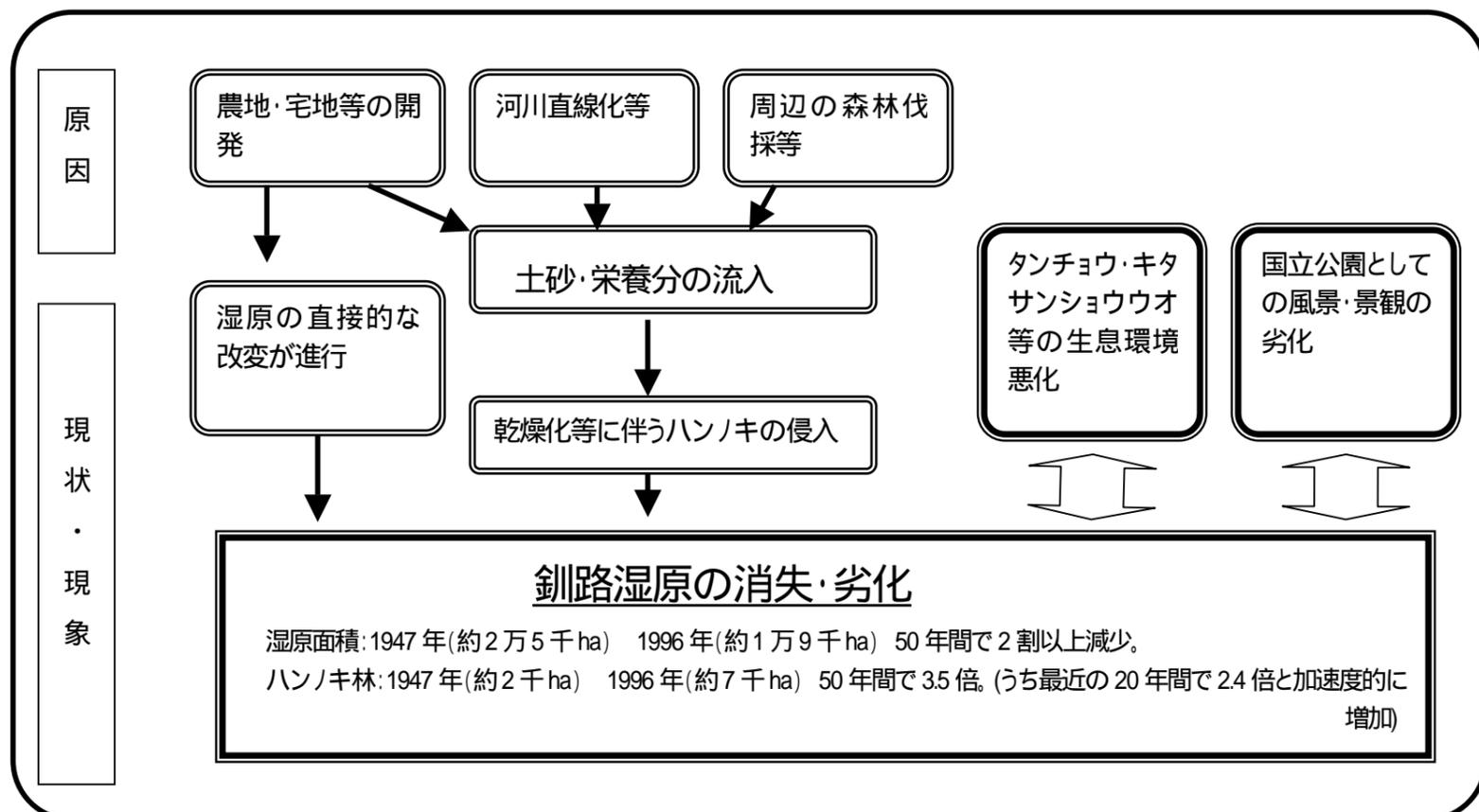
釧路湿原国立公園年間利用者数の推移

単位：万人

年次	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
公園利用者数	87	79	77	61	74	64	56

ラムサール条約登録湿地（環境省） 1980年登録（面積：約8千ha）
 国設鳥獣保護区（環境省） 1958年当初設定（面積：約1万2千ha）
 国指定天然記念物（文化庁） 1967年指定（面積：約5千ha）
 河川区域（国土交通省） 2000年拡張（面積：約1万6千ha）
 国有林（林野庁）
 農業振興地域（農林水産省）

釧路湿原が消失・劣化した原因と現状



現状把握の課題：

自然環境を始めとする各種データの精度をさらに上げる必要。 補完的自然環境調査を関係省庁とも連携して実施。 関係機関がバラバラに所有しているデータベースを統一し効率的に活用する必要。 「調査技術小委員会」等にて議論。



環境省の釧路湿原「自然再生事業」の基本方針

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」(平成13年3月:釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会(辻井達一委員長))のうち、国立公園等自然環境の観点から調査・計画・事業を強化・推進するため、環境省として、自然再生事業を実施。



*当面、 について、13年度補正・14年度予算による重点的な事業実施を検討